

関自旅2第 3 8 2 号

認 可 書

千葉 一 ほか 18,508者

申請代理人 (社)東京都個人タクシー協会

会 長 千 葉 一

平成 6 年 6 月30日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送 事業の運賃及び料金の変更は、別紙のとおり認可する。

なお、本認可の効力は、平成7年3月18日から生ずるものとする。

平成 7 年 2 月21日

関東運輸局長 山下郵



Ι 運賃及び料金		
1 距離制運賃		
(1) 距離制		
アー中型車		
初乗運賃	賃 2キロメートルまで	650円
加算運賃	賃 280メートルまでを増すご	とに 80円
イ 小型車		
初乗運賃	賃 2キロメートルまで	630円
加算運賃	賃 299メートルまでを増すご	とに 80円
(2) 時間距離併戶		
アー中型車		
時速 1 () キロメートル以下の走行時間につ	いて
	1分40秒までごとに	80円
イ 小型車		
時速1() キロメートル以下の走行時間につ	いて
	1分50秒までごとに	80円
(3) 深夜・早朝書	引増	
	23時から5時まで	3割増
2 時間制運賃		
アー中型車		
初乗運賃	賃 1時間まで	4,200円
加算運賃	賃 30分までごとに	1,900円
イ 小型車		
初乗運賃	賃 1時間まで	4,000円
加算運賃	煮 30分までごとに	1,800円
3 料 金		
(1) 迎車回送料金	È	
回送距離に	こついて、2キロメートルを限度と	して実車扱いとし、初
乗運賃額を阻	浸度とする。	
(2) 無線車待料金	Ž	
アー中型車	50秒までごとに	80円
イ 小型車	55秒までごとに	80円

Ⅱ 運賃及び料金の割引

1 クーポン券割引

0.5割引

2 障害者割引

1 割引

3 遠 距 離 割 引 9,000円を超える金額について

1割引

Ⅲ 適 用 方

1 車種区分

車種区分は次による。ただし、特殊なバンパー(衝撃吸収バンパー等)を 装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長 さによる。

ア 中型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車、及び同条に定める 小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル以上のもの

イ 小型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち自動車の長さ が4. 6メートル未満のもので、かつ、乗車定員6名以下のもの

2 距離制運賃

- 運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。 (1)
- (2)運賃メーター器は、次の機能を有するものでなければならない。 ただし、「無線車待料金積算機能」はタクシー無線を装着している 車両(電波法(昭和25年5月2日法律第131号)第4条に定める 陸上移動局の免許を受けているものに限る。)に限る。

ア 迎車回送料金積算機能

- (7) 迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、2キロメートル を超えたときから加算運賃の積算が停止する機能を有するもの
- (イ) 迎車回送距離が2キロメートル以内であるときは、実車走行とな っても2キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、2 キロメートルを超えたときから加算運賃が積算される機能を有する 400

イ 無線車待料金積算機能

- (7) 無線車待料金の積算が、迎車回送終了後5分経過してから作動す る機能を有するもの
- (イ) 無線車待料金適用中に、300メートルを超えて走行した場合は、 走行停止後新たに待料金の積算を開始する機能を有するもの
- ウ 高速道路走行専用距離積算機能

高速自動車国道又は自動車専用道路の区間を走行する場合に、時間 距離併用制メーターの積算が停止し、距離制メーター(時間停止)の みが積算される機能を有するもの

- (3) 距離制運賃は、実車キロにより計算する。
- (4) 時間距離併用制運賃は、走行時速10キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、次の区間は適用しない。

ア 迎車回送区間

- イ 高速自動車国道又は自動車専用道路の区間(旅客の都合により車両 を待機させる場合を除く)
- (5) 割増は、距離短縮方式とする。
- (6) 無線車待料金は、無線基地局を経由して乗車申し込みを受け、迎車回送した場合であって、旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。

3 時間制運賃

- (1) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制により難い運送であって、営業所等における予約により、時間制運賃による特約がある場合に適用する。
- (2) 時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。
- (3) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金並びに遠距離割引は適用しない。

4 運賃及び料金の割引

- (1) クーポン券割引は、クーポン券の発売時に割引くものとする。この 場合において0.5割とは、クーポン券の券面総額を発売額で除した 値が1.05となるものをいう。
- (2) 障害者割引は、次による。
 - ア 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知)に規定する精神薄弱者療育手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)とし、当該手帳の提示があったときに適用する。
 - イ 割引対象運賃及び料金は、障害者自身が乗車した区間(迎車回送区間を含む)の運賃及び料金とする。
 - ウ 運賃及び料金の額は、運賃メーター器表示額により算出した額に0.

9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

- (3) 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、運賃メーター 器表示額のうち9,000円と、これを超える額に0.9を乗じ、1 0円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- (4) 障害者割引と遠距離割引が重複して適用される場合の運賃及び料金 の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額を運賃メーター 器表示額から減じた額とする。

IV 適用する事業区域

東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市。

付 則

新運賃メーター器を実施日までに装着できず、実施日以降も引き続き現行 運賃メーター器を使用するときは、新運賃メーター器を装着するまでの間、 現行運賃メーター器の表示額を別に運輸局長が公示する「運賃換算表」によ り、新運賃・料金に換算して収受する。

なお、「運賃換算表」の使用期間は、平成7年4月17日までとする。